

第1回政策調整会議報告

1 日 時 平成29年4月20日（木）10時00分～11時30分

2 場 所 役場3階 第3会議室

3 出席者《構成員》副町長、総務課長、建設水道課長、町民生活課長、教育振興課長、保健福祉課長、農業振興課長、企画商工観光課長

《庶務》企画政策班主幹

4 内 容

(1) 事務事業評価の日程について

- ・評価日程について、別添の日程案により会議を開催することで決定された。
- ・補正予算の伴う事前評価について、昨年度は政策・予算を総務課で一元管理していたが、本年度は総務課と企画商工観光課に分掌されたため、随時、課間の調整が必要となった。新規・補正案件について、事前評価が必須であることは十分に認識されているが、4月定例課長会議において、再度、周知徹底することとする。

(2) 事後評価の対象事業について

- ・次のとおり審議して対象事業を決定した。
 - 基本は全ての事務事業を評価する。
 - 本会議で2次評価しても見直しが困難な事業や執行しなければならない事業は対象外としてもよいのではないか。
 - 3カ年に一度の評価の間に制度が変更した事業や時限的な事業は対象外としてはどうか。制度改正により新たに事前評価した事業は休制度を事後評価して事前評価しているので対象外とする。
 - 複数の事務事業で成果を求める事業は、個々ではなくまとめて評価する。
- ・No.5 まちづくりトーク、No.6 町長と語ろう事業、No.7 町民ポスト事業、No.8 パブリックコメント、No.9 出前講座事業について、広報かみふらの発行事業を追加して、広報広聴事業として一本化する。
- ・No.11 住民基本台帳ネットワーク事業は、住基カードに加え、マイナンバーカードが新規追加されたため、公的認証カード普及事業に改める。
- ・No.23 委託児童措置費を教育保育給付事業に改め、保育所運営事業を特別保育事

業（特別支援保育事業、延長保育、一時預かり事業）に改める。

- ・ No.27 は構成団体に対する義務負担であるため削除する。
 - ・ No.36 の事務事業名称を放課後子どもプラン事業（放課後子どもスクール事業、放課後クラブ事業）に改める。
 - ・ No.38 の事務事業名称を障害者等交通費助成事業（腎臓機能障害者通院交通費補助、特定疾患患者通院交通費補助）に改める。
 - ・ No.41 住宅リフォーム事業は制度改正により H28 に総括と事前評価をして H29 の新規事業であるため、H31 の事後評価として、本年度から削除する。
 - ・ No.42 臨時生活支援給付事業は単年事業であり、継続事業ではないため削除する。
- (3) 事後評価の調査依頼について
- ・ 所管課で調査に時間を有することから、前述の評価対象事業を整理して、4月定例会会議前、4月21日付けで各課長とグループウェアで調査依頼することで決定された。
- (4) 第5次総合計画基本計画における数値目標（H28実績等）について
- ・ 調査依頼について、報告方法を事後評価と同様に修正し、調査依頼についても事後評価と同日に行うことで決定された。